

第5回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

令和5年(2023年)11月13日

熊本県医師会館 2階 大ホール

○ 1 開会

2 報告

- (1)体罰暴言等について
- (2)チーム担任制について

3 協議

(1) 中間答申(たたき台)について

- ①体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備
- ②適切な組織・人員、市長事務部局や外部機関との連携・役割分担等の在り方
- ③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実
- ④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実
- ⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化
- ⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

(2) 自由討議

4 諸連絡

5 閉会

○ 議事録

1 開会

～省略～

2 報告

- (1) 体罰暴言等について
- (2) チーム担任制について

【藤田会長】

委員の皆様、おはようございます。昨日から気温が下がり、寒さが厳しくなっていますが、早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。この熊本市教育行政審議会は、

半年近くにわたり、四回にわたって審議を行ってきました。残り二回となりますが、第六回目には中間答申を審議会として出ささせていただきたいと思います。当初、遠藤教育長様からいただいた諮問事項は六つありました。

①体罰、暴言、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備 ②適切な組織・人員、市長事務局や外部機関との連携・役割分担等の在り方 ③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実 ④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実 ⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化 ⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

この六つの諮問事項につきまして、この審議会の委員の皆様のをかりて、これからまともていく作業を行いたいと思います。この審議会の委員の皆様の見識が問われる作業になってくるかと思ひます。今日も、忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

最初に、前回の質疑のやり取りを通しまして、確認事項二つほどございますので、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

初めに、「体罰・暴言等について」事務局から説明をお願いいたします。

【橋爪教育審議員】

～省略～

【藤田会長】

どうもありがとうございました。事務局から説明いただきましたけれども、これにつきまして、追加の確認事項等がありましたらお願いいたします。

それではもう一つ、「チーム担任制」について、事務局から説明をお願いいたします。

【福田指導課長】

～省略～

【藤田会長】

どうもありがとうございました。二点目のチーム担任制、熊本市の状況について御説明いただきましたけれども、これにつきまして何か確認事項、質問等ありましたらお願いいたします。

【森委員】

公募委員の森です。詳しくありがとうございます。

この、過去四年間で、採用したりやめたりというところがありますが、やめた理由はどんなことがあるのでしょうか。

【福田指導課長】

詳しいところは、学校の状況等いろいろありますので、十分に把握出来ていないところもありますが、まずはチャレンジやってみる。そして、先生方の声、保護者さんの声、こどもの声、いろいろトータルで考えながら、やはり従来のものに戻していこうと判断されたと聞いております。

3 協議

(1) 中間答申(案)について

①体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備

【藤田会長】

前回の確認事項が終わりましたので、今から協議に入りたいと思います。本日の協議は、これまでの教育行政審議会での提案や意見等をまとめた中間答申のたたき台をもとに進めていきます。これについては、事前に配布された資料をご覧ください。資料5ページの中間答申のたたき台の整理表には、検討項目六項目ごとに、教育委員会、学校、第三者・国等への提言を、優先度の高い順に並べています。具体的な中間答申は、8ページ以降に記載されています。本日の協議は、検討事項が六項目ありますので、前回と同様、一項目あたり20分程度で順番に協議していききたいと思います。協議の視点としては、二つあります。まず、中間答申に記載する内容に漏れはないかどうかです。これまでの審議の経緯を踏まえて、追記したほうがいい項目がないかどうかを確認します。次に、中間答申が教育行政審議会としての意見提案となっているかどうかを確認します。これについて、分かりやすくまとめ直す、あるいは削除する項目等が出てくるかもしれません。一つひとつの提案、提言事項について、意味を確認いただき、文言の意図や優先順位等について協議していただければ幸いです。最初に私から委員を指名させていただきますので、指名された委員の方は、提案や意見をしたい内容について、発言をお願いします。その後、挙手にて発言する時間を設けたいと思います。本日の協議は、六項目ありますので、なるべく20分程度で進めたいと思います。一応このような流れで進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それではまず初めに、検討項目の一から審議に入りたいと思います。一番目の項目は、「体罰・暴言等、いじめ、自殺、学校事故等の全てに対応した総合的な体制の整備について」です。最初に、坪田委員にお願いしたいと思います。①ウの「想定されている規模」とは、どのような規模でしょうか。今までの審議の中で少し御説明いただいた所もあるかと思いますが、再度御説明お願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【坪田委員】

すみません。準備に時間がかかりますので、順番を入れ替えていただけないでしょうか。

【藤田会長】

分かりました。それでは、御説明いただく前に、御出席いただいている委員の皆様のほうから、全体的に確認されたい事項等ございましたら、自由に御発言いただければと思います。

一番目の項目については、教育委員会事務局における体制整備の強化の観点から三点、第三者が対応できる体制の整備強化の観点から一点、そして国への提言について一点というふうに指摘されております事項をまとめています。

どの項目からでも構いません。一番目の項目であれば、相談対応窓口の一元化、常勤の

外部専門家による手厚い体制、それから政令指定都市における教育行政区の対応。これは後程御説明いただく予定です。それから、第三者が対応できる体制整備については、困難な事案に対応できる初動体制の整備、国への提言については、こども安全委員会の設置というところから意見をまとめさせていただいております。

末富委員、お願いいたします。

【末富委員】

まず、お取りまとめ、ありがとうございます。検討項目1について、①のイについては、後ほど記載が出てきますが、名古屋市の場合はスクールロイヤー等も市教委でアドバイスいただける体制だったかと記憶しておりますので、それに間違いがなければ、スクールロイヤー等も最初から書き込んでおいたほうがいいかなと思います。

また、ウの記載につきましては、「救い切れていない」という表現には若干違和感がございますので、「対応し切れていない」等のよりニュートラルな表現にされたほうがいいかなと思います。さらに、教育行政区につきましては、体罰暴言等に対応するだけのものではないという面がございますので、このことだけを目的として入れるのではなく、課題への対応力を上げていくためにも補足が必要かと思っております。

最後に、オのこども安全委員会等で、こども家庭庁から専門家が派遣される仕組みというのは大変重要かと思っております。ただ、こども安全委員会の権能につきましては、どこまで地方自治体がおっしゃるべきか私も迷っているところです。この書き方だと、単純に駆けつけて関係者に提言することで終わっているの、こども家庭庁の総合調整権限を活用して、関係省庁や地方自治体等への改善勧告もされるほうが、各自治体で起きた事案の検証が再発防止に生かされやすいのではないかというふうにも考えました。

【藤田会長】

ありがとうございます。①イの事項に、スクールロイヤーの記載についての必要はないかどうかということ。それから、ウの「救い切れていないのではないかと」というところの文言を「対応し切れていない」というふうな表記ではどうか。それから、ウの内容についてもう一つ御指摘いただいていたのは。

【末富委員】

教育行政区は、学校で起きる課題への対応だけを目的として導入されるわけではありません。そのため、「学校への課題対応を支援するためにも」といった書き方よりも、複数の目的の中で重要な設置の目的であるという表現が適切だと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。そしてもう一つが、国への提言の箇所について、こども安全委員会の記載内容について、関係省庁や地方自治体とのつながりもあるので、それを踏まえた上での記載の仕方をもう少し具体的に書かれたほうが良いのではないかと考えています。

今の御意見の質問等、またその他確認事項、別の観点からの御意見でも構いませんので、ございましたらお願いいたします。

富永委員、お願いいたします。

【富永委員】

「②のエ」の二行目にある「退職警察官」という言葉について、人は様々な事情や時期で退職すると思いますが、「退職警察官」とはどのような立場の方で、学校側がどのようなことを望んでいるのか、少し説明していただけると助かります。

【藤田会長】

ありがとうございます。

ここのところは、今までの審議の中で少し出されていた御意見でしょうか。補足の説明が可能でしたら、お願いしたいと思います。事務局のほうから対応出来ますでしょうか。

【松永教育改革推進課長】

「退職警察官」とは、名古屋市においては「スクールポリス」という形で、学校問題に対応していただいているというところを前回までにいただいた資料・御意見を踏まえまして記載したものです。具体的な運用につきましては、坪田委員からの御説明をぜひいただければと考えます。

【藤田会長】

坪田委員、準備が出来てますでしょうか。もう少し時間かかりますでしょうか。

【坪田委員】

以前に配布されたパンフレットに記載されている通り、この制度は、幅広い相談に応じても子どもたちを守り、被害者を支援するために、元警察官の知見を生かして実施されています。16区に対応した形で、一人ずつスクールポリスが配置されており、子どもたちのいじめや見守りなどに対応しているということです。

【藤田会長】

この制度がスタートして何年ぐらい経ちますでしょうか。

【坪田委員】

すいません、後ほど正確に回答いたします。

【藤田会長】

分かりました。あと、ウのほうの説明の部分です。どの程度の規模を想定しているかということと、それからその根拠等です。名古屋市の実情について御説明いただければと思いますが、まだもう少し時間かかりますでしょうか。

【坪田委員】

先日の会議で述べたように、30万から40万ぐらいの規模というのは、教育委員会として一つの体制が整うという規模で、それ以上については人口比とともに体制が十分に大きくなっていくわけではないというのが全国の政令市の状況のようです。問題提起ですから、私が確かな知見を持っているわけではありません。横浜市のように370万都市で四つのブロックに方面別の事務所を設けているということなので、370割る4という考え方が横浜ではあるようです。また、熊本市では5つの行政区を設けており、10万前後の対応をしていると思います。教育委員会としても、児童相談所との連携も含めて、このような対応を考えることで、やりやすくなるのではないかという問題提起です。

【藤田会長】

補足の説明ありがとうございました。そのほか、御意見等ありましたら、御質問も含めてお願いいたします。

比江島委員、お願いいたします。

【比江島委員】

向陽台病院の比江島です。「①のイ」の下から三行目にある「学校に溶け込み過ぎると子どもが相談しにくいという問題点があるが」という文言について、フルタイムで学校に派遣されていると、学校の先生と一緒にいるため、先生のことを相談しにくいという意味だと理解しましたが、フルタイムで派遣することのデメリットという意味で、こういう内容なのでしょうか。逆に、学校の下にいと学校と一緒にいるから、相談しにくい。教育委員会からの派遣という形だと、生徒・親御さんから見ると中立的という意味なのか。ちょっと、この文言では誤解されるかもしれないと思います。私も、どういう意味なのか確認したいです。

【藤田会長】

ありがとうございます。一つは、こどもとの距離が近いこと等の意味で誤解される部分。それからもう一つは、教育委員会から派遣ということで組織の外なのか内なのかというところでの誤解が生じる部分です。その辺の確認をされたいという理解でよろしいでしょうか。

事務局から、この記載について補足説明が可能でしたら、お願いいたします。「学校に溶け込み過ぎる」というところの意味の解釈です。

【松永教育改革推進課長】

この表現につきましては、前回までの審議の中で委員の皆様から出された表現をそのまま使っているところではございますが、そのときの意図といたしましては、学校と一体化したような形であると中立性が損なわれるという文脈での表現であったかと考えます。このあり方自体もご議論いただければと考えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

では、もう少し意味を整理していったほうがよろしいという理解でよろしいでしょうか。では、ここを誤解が生じないようにというところで、表記の仕方を検討する必要があるかなということは確認させていただきました。

比江島委員、ここについて誤解のない記載で提案できることがあればお願いします。

【比江島委員】

こどもや保護者からお話を伺うとき、『どこの方が分からない』『身分が分からない』『担当の方はいるようですが、会ったことがありません』『何曜日に来るのかも分からない』といったことがよくあります。そのため、どこの誰かがはっきりするといいいのではないかと思います。学校に所属しているのか、教育委員会から派遣されているのか、学校の先生たちの下にいるわけではないのかなどが分かれば、よりスムーズに対応できるのではないかと感じております。

【藤田会長】

分かりました。ではその辺の組織上の配置のどういう配置であるのか、それから名前も何かも分からない場合もありますね。氏名とかですね。

坪田委員、お願いします。

【坪田委員】

以前、説明したところにも関わっているのですが、誤解がないように説明します。「外部性の理論」というのがあります。学校にカウンセラーさんを配置することで、学校の先生とは異なる外部の専門家として、週に一回から二回程度なら、学校の先生に関する相談や友達のことなども、気軽に相談しやすいこととなります。常勤のスクールカウンセラーの場合は、教職員と同じように毎日朝から晩まで学校にいたるため、養護教諭の先生と同じように一つの部屋を持っています。また、職員会議にも出席することがあるため、こどもからすると、先生についてのことなど相談しやすかったことが相談しにくくなるという問題があるかもしれません。外部性の良さから言うと、いつでも相談できる・相談しやすいという良さがありますが、相談しにくくなる部分があるというのは従来から学会でもずっと言われていた話です。そのバランスを取るために、名古屋は「なごや子ども応援委員会」というところに取り込む形をとって、そこから派遣することになっています。派遣といっても、毎日、学校に直接出勤するわけですが、教育委員会の中の応援委員会が、各学校に配置しているカウンセラーに対して、指示ではないですが、こういう相談にはこういう対応をしてほしいという依頼をしたり、相談を受けたりしています。これで外部性を担保しているということになります。説明がややこしいですけど、名古屋が先行しているがゆえに、いろんなことが分かってきて、悩みがあるということと、文部科学省のほうでも、この外部性については、常勤化の検定のときにも随分議論してきたテーマでもあります。

【藤田会長】

ありがとうございました。この「常勤の外部専門家による手厚い体制」のところはこの表記でよろしいですかね。

【坪田委員】

もっと分かりやすい表現があるのかなと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。「学校に溶け込み過ぎると」というところの意味が、別の解釈も可能なのでということで、その辺のところの解釈がずれてしまうと、最初の項目の書かれているものと少し齟齬が出てきてしまうとよろしくないかなとも思いますので、この辺のところは、もう少し検討したほうが良いという理解でよろしいですか。

【坪田委員】

そうですね。「こどもの相談支援者という外部性の担保の課題はある」の言葉の方がわかりやすいと思います。

【藤田会長】

分かりました。少しここのところは検討させていただければと思います。

そのほかございましたらお願いいたします。

南部委員、お願いいたします。

【南部委員】

私からの要望なのですが、教員からの相談も可能な窓口を設けていただけるとありがたいと思います。体罰や暴言に関して、同僚や先輩に当たる目上の教員が不適切な指導を行っていることに気づくことがありますが、教員が上司に報告すると、情報が漏れてしまうことがあるため、外部性が担保されることで、教員が不適切な行為を見たときに安心して相談できるようになると、何らかの形で、こどもの利益になるような働きかけをしてもらうとか、そういう役割を持っていただければ非常に現場としてはありがたいと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。坪田委員、名古屋市のほうでは、教員方の相談体制もこの「なごや子ども応援委員会」の方に含まれますか。教員からの相談は、特には現在では入っていないですかね。

【坪田委員】

教員からの相談もちろん受けております。教員から、管理職も含めて様々な相談を受け、教員自体が心を安定して対応してもらう。そういったことを支えるのも、外部専門家ということにしております。

【藤田会長】

ありがとうございます。ここのところはもう少し意味を広げた形での記載になるかと思えます。ありがとうございます。

そのほか御意見ございましたらお願いいたします。

青木委員、お願いいたします。

【青木委員】

個別の内容が色々ありますが、とりあえず最初に、全体に関わることを先ほど末富委員もおっしゃったところとも重なりますが、いくつか指摘させてください。全体的に、答申調の文章になっていないところが散見されます。例えば、「困り感」とか「溶け込みすぎると」とか、「併任をかける」とかです。幅広い市民・県民・国民に訴えかけるミッションがある文章としては、ジャーゴンを使い過ぎというのは改めるべきだと思います。それから逆に、言い切り表現も目立ちます。「政令市においては想定されている規模を超えており」と、ここまで言い切ってはいけないわけなので、逆に曖昧表現とか、そういうことを意識していただきたいということです。あとは、事例の区別。事例と本文の部分の区別はしなければいけないと思います。事例の全てにエビデンスや真実というわけではありませんので、例えば脚注を使って事例は脚注のほうに流し込むとかです。そういうふうにしたほうが良くて、熊本市の教育行政として、この審議会としての文章として、責任を持って、事例は事例として、ある意味脚注のほうに落とすっていうほうがいいのではないかと思います。また、表記の統一もまだ不十分で、「こども」という表現だけでも、漢字になっているかそうじゃないかっていうのがあったりします。あとは、順番ですね。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、国の文章ですと、どちらかというスクールカウンセラーが前に来る場合が多いと思いますが、このあたりも、熊本市としてスクールソーシャル

ワーカーを前に持つてくることに何らかの意味をもたせているのであれば、あらかじめ、そのへんは口頭でもいいので御説明いただいたほうがいいのではないかと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。これは全体の答申を作っていく過程において、気をつけたほうがいい四つの事項という理解でよろしいでしょうか。

【青木委員】

その通りで、全体に渡る意見としてお受け止め頂けるとありがたいです。

【藤田会長】

分かりました。事務局の方とも、私のほう事前に打合せをさせていただいておりましたが、この辺のところ、十分に気を使っていないところを反省しております。確認をさせていただきますが、これは答申に使うべきではないような言葉が結構出ているということですね。それから二点目が、答申調になっていない文体にもなっていると。それから、事例と本文をきちんと区別しながら、文章を作っていく必要があるでしょうと。事例の扱いそのものが、答申の提言の中に入ってしまうと、それだけでかなり一定の力を持つこととなりますので、脚注に落とす等の区別をしながらまとめたほうがいいということですね。それから、表記の統一の仕方。国のほうの答申のほうで出てくる文書としては、先ほど出てきましたが、外部機関との連携になりますので、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの順番が、熊本市の場合には、スクールソーシャルワーカーが最初に出てくることが多いです。しかし、熊本市としてスクールソーシャルワーカーを前に持つてくることに何らかの意味を持たせているのであれば、あらかじめ、その辺は口頭でもいいので説明いただいたほうがいいと思います。全体に係る表記の工夫については、再度、審議会の委員の方と意見交換させていただきながら進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。時間がオーバーしておりますので、そのほか意見交換がある部分につきましては、最後に20分程度全体の協議の時間をとりますので、そこで改めて問題提起していただければと思います。

②適切な組織・人員、市長事務局や外部機関との連携・役割分担等の在り方

【藤田会長】

続きまして検討項目の二番目に移らせていただきます。

二番目の項目は、「適切な組織・人員、市長事務局や外部機関との連携・役割分担等の在り方について」ということです。

事務局のほうで用意していただいている文章ですね、かなり先ほどの一覧表のところでも確認いただきましたけれども、この審議会の委員の先生方から多くの観点から御意見をいただいておりますので、それに合わせて、まとめさせていただいております。

これにつきまして、事前に御発言をお願いできればと思いますけれども、まず、西村委員にお願いしたいのですが、伊の「担任が観察力を向上させるために」という、向上という言葉を用いられていますけれども、どういうふうにすればそれが可能になるか、お考えを御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【西村委員】

保護者代表の西村です。担任の観察力の向上についてでしょうか。これは、やはりたくさんの方の事例にあたる以外は、私はないと思っております。ただ、数が少ない事例ですとか、表に出にくい事例というものについては、教育委員会等でまとめていただいて、触れる機会を担任のほうにいただければなと思っております。以前も申しましたが、人は自分が経験してきたことを基にものごとを判断することが多いと思います。例えば、家庭の状況でこういうことがあったという事例に多く当たった教員は、それが原因だろうと思うことが多いです。また、学校現場では、できればこれが重大なことであってほしくないというような希望的観測をみんなが持っております。みんなが持っている中で、その中で話された結果とか結論というものは、偏っていないと思いつつも、偏ることってというのはあるかと思っております。実際、一つの事例について、教員間で聞いた話と、当事者に実際に聞いたことと、それぞれ見方が違ってびっくりしたことがあります。なので、自分の判断が全てではないということを、学校の教員も持ちつつ、違った立場からの意見が入りやすい状況というものをつくっていただけたらなと思っております。

【藤田会長】

ありがとうございました。多くの事例にあたる。表に出にくい部分は、何らかの形で担任が触れるような機会を増やすことで、経験を通して学ぶような仕組みを作っていただくという御説明だったと思います。

先に、5つほどちょっと確認したい事項がございますので、またこの西村委員の御意見につきましても、5名の委員の方々との説明確認事項が終わりましたら協議していただければと思います。

それでは、二点目ですね。スクールソーシャルワーカーそれからスクールカウンセラーの件について、比江島委員のほうから補足の説明がございましたらお願いいたします。

【比江島委員】

前回申し上げた内容についての追加説明を含んでいます。スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーは、非常に不安定な身分で、重大な相談に乗ることがあります。そのため、常勤で、年限がついていない、教員の先生方と同じような立場での雇用を確保してから、重大な事態に当たっていただけると、より良いと思います。また、学校に来れば相談に乗れるということをよく言われますが、遮光不安などの理由で学校に行けない子どもたちがいる場合、スクールソーシャルワーカーが家庭に訪問して、本人に会ってきましたと報告してくれます。ただし、決まった日以外の動きは、無償でやっていることが多く、御家族が何曜日じゃないという場合には、「雇用じゃない日だと仕方ないからプライベートで行ってきました」と報告してくれます。こうしたスクールソーシャルワーカーの活動には、頭が下がる思いがします。どうやって暮らしているのかなと本当に心配になります。ただ、子どもがもう死にたいというような話になると、身分保障がないと対応できないのではないかと思います。訴訟になった場合には、裁判所に呼び出されることになりません。その間に、しっかり休職中も給与が払われるとか、何らかの傷病手当金が保障されていることが必要です。こうした保障がないと、踏み込んだことができないと思います。こ

これは、医療の萎縮医療で訴えられるからもう最初から入れなければ、訴えられないということで、よくメディアではたらい回しという言い方をしますが、要するに受け入れ不能なのに受け入れてしまうと、訴えられる可能性が高い。このときに、やっぱり訴えられても、絶対に守るといふ医療機関であれば、その窓口になったものは、怖いけど入れるということが可能になるかもしれません。全く同じじゃないかもしれないけど、こどもたちが危機を感じたときに、介入するかどうかというところの判断が、身分保障があるかどうかで随分違うと思います。だから重大事案に踏み込めるかどうかというところに、身分保障は直結するのではないかなと感じています。

一つだけ、西村委員の意見に真っ向から反対する面もあって、申し上げます。

事例に学ぶということは大変危険なことなので、というのも、やっぱり印象的な事例に振り回されてしまって、あれと同じじゃないかと思うと、全体が見えない可能性があります。大体こうだというガイドライン的なもの、そして、外れる割合がこれぐらいある。だから、マイナーなケースというのは、こういう可能性がある。それを、可能性を幾つかチェックすると。例えば、「怪我をしている」と「体重が低い」とか、色んなチェックをかけた上で、重大なマイナー（確率の低い）なことをまず拾えるような仕組みにした上で、見るということも必要なかなと感じました。

【西村委員】

保護者代表の西村です。「真っ向から反対」とのことですが対立ではないと思います。多様性だと私は思っております。どうしても、こういう議論があるときに、片方の話のほうが大きく出てしまいます。報道でも、報道が過激な報道しているのではないかと。でもそれも事実のひとつです。でも、そうでない事もたくさんあったという事実。ここで話す私たち自身が、まずはそれに振り回されないことだと思っています。それでなければ、大方の例が、心配する必要のないこどものトラブルであると思いついていたならば、最初からそういう扱いになってしまっている。よく話合いとか喧嘩両成敗とか、そういう話になった後の、そのあと重大事態に向かうということが、何点か知っていますが、数は少ないです。しかし、対応する側が、この件はそういうものと先に思いついてしまったときに、間違えた結果が起きると思っています。だから、両方必要だと私は思っています。どちらかではありません、どちらもです。またどっちもどっちの事例では、こどもは死にません。それぐらい争う余裕があるということです。そして、大方の事例というのが、これは大したことがないというように判断されます。例えば学校や教育委員会の見解として出される時、重大事態の見過ごしも起こります。だから、私たち自身が、お子さん方・保護者、もちろん色んな思いがありますが、振り回されずに見ていくというような意識が必要なのではないかと思っています。また、保護者側も考えるべきだという話もありますが、そういう強いクレームを投げていらっしゃる方が結果として、お亡くなりになるという事例がどれだけあったかとか、それは別の事例です。別のこども、別の親、多様な訴えや問題がある中の別の事例です。そこを、まずは私たちが振り回されずに、それがどちらかというような議論というものは、もちろん必要であると思います。多くの方がどう感じているかということは、知らなければいけない。けれども、どれでもあるということを忘れずにいくこと

が大事なかなと思っています。

【藤田会長】

ありがとうございました。今、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置のところの、常勤としての雇用の大切さですね。身分保障するということところが、機動性の高いこの組織をいかに生かしていくかということころでは、十分に検討する価値があるという御意見でした。それからもう一つは、先ほどの西村委員の考え方との対比でしたけれども、医療の立場からすると、慎重にチェック体制を作りながら。それから、西村委員のほうからは、実際に色んな案件に触れる機会を通して、その多様性を重視したような一軒一軒の重みをしっかり受け止めながら検討していくということころも御指摘も頂いたかと思えます。この辺のところは、両方重要な意見かと思えますので、その辺のところを、整合性を持ってまとめていく必要があるかと思えます。

それから三点目になりますが、スクールロイヤーの記述の箇所のところ、村田晃一委員に御発言いただいていたかと思えますが、補足の説明がありましたらお願いいたします。

【村田晃一委員】

弁護士の村田です。「③のエ」の中の、これはちょっと表記の問題ですけど、三行目「第三者であるスクールロイヤーが、適切な判断と調査が可能となる枠組みづくりという課題はあるが」の表現、ここの意味がちょっと分かりづらいなと思いました。

【藤田会長】

ここのところは、事務局の方、御回答出来ますでしょうか。

教育政策課の御担当ですかね。もし可能であれば、御説明をお願いいたします。

【村田晃一委員】

これは、「適切な判断と調査が可能となるにはどんな仕組みにすればいいかが課題」とか、そういう意味ですか。

【中川教育政策課長】

教育政策課でございます。スクールロイヤーの配置をして、適切な判断と調査が可能となる枠組みづくりという表現をしているところでございますが、介入をしていただくという部分です、今、委員御指摘のとおり考えに基づいて記載をしたところでございます。

【村田晃一委員】

日本語の問題ではないかと思えますが、分かりやすく書いていただくといいかと思えます。また、「適切な人選、報酬は避けられない課題である」というところは、私が呟いた言葉が反映されているなと思いましたが、ここも、「例えば刑事弁護のような当番弁護士制度や名簿を作成し」と書かれているので、「刑事弁護の当番弁護士のような」ですよね。それから、「人選としては弁護士会内のこどもの人権委員会のメンバーの活用も考慮しながら早急に体制整備を行うべきです」とありますが、私が、誰に引き受けてもらおうかなあと顔を思い浮かべながら多分呟いたと思えます。それでこの「こどもの人権委員会」という名前が出てしまったと思えますが、私が個人的に思っただけで、審議会として「こども人権委員会」のメンバーを推奨する、ここから選ぶという事でもないかなと思えます。広く弁護士会内で探していったほうがいいと思えますから、「人選としては弁護士会内のこ

ども人権委員会のメンバー活用も考慮しながら」は取っていいのではないかと思います。「名簿を作成するなどして早急に体制整備を行うべきだ」と。また、違う箇所に気づいたので御指摘ですが、③の力です。「学校側が代理人や弁護士を立て」と書いてありますが、これは結局同じことですか。代理人とは弁護士を代理人にするという意味ですかね。それか、弁護士ではない人でも、とにかく代理人を立てるという意図でしょうか。

【藤田会長】

これについてはいかがですかね。代理人のほうでいいのか、それとも、弁護士の方を重視するか。これも少し検討していただいでです。

【村田晃一委員】

弁護士に限らなくてもいいかもしれません。適切な代理人を立てばいいかもしれません。

【藤田会長】

ありがとうございます。今、四か所ですか。表記についての確認ということで御質問いただきましたので、可能な範囲で整理をしていただければと思います。

それでは、富永委員から、オルタナティブスクールの件についての御意見か御質問があったかと思いますが、もしありましたらお願いいたします。

【富永委員】

富永です。先ほど比江島委員から、スクールソーシャルワーカー、特に処遇保証という最初のところがありました。それは本当に大事なことだと思います。そのために多分非常勤から常勤に変えるという発想だと思いますが、常勤になりたいという方ももちろんいらっしゃるかとは思いますが、私が知っている限り、それだと困るという方もいらっしゃいます。というのは、専門職なので、スキルアップやほかの現場を知りたいという方が圧倒的に多いです。例えば、スクールソーシャルワーカーをしながら、児童家庭支援センターや大学、こどもの福祉施設に行くとか、そういうことで、自分が一生研鑽をするという方もいらっしゃいます。なので、ここは選んでいただくと、なおいいかなと思います。熊本市の場合、スクールソーシャルワーカーの方っていうのは、アップデートするシステムがないのではないかと考えています。職能団体もあるので、そういうところに会員登録をして、常に勉強されている方もいらっしゃると思いますが、もし、全中学校区に一人配置ということになると、その質の担保という失礼ですけども、皆さんそれを望んでいらっしゃると思います。例えば、社会福祉のさらなる習得や勉強、職業的価値観の維持や人権意識、使える社会資源の把握といったことは、なかなか一人ではできないということで、そういう仕組みがあれば、バーンアウトや退職に追い込まれるということも減るのではないかと思います。数を一遍に増やすというよりも、数は段階的でいいので、問題解決力を持つスクールソーシャルワーカーを育成するという視点を、ここに合わせて入れていただくと助かるかなと思います。また、「③のオ」ですが、「暴力行為を繰り返す場合は躊躇せずに」という主語は誰なのかなと思ってしまいます。いきなり司法や少年鑑別所といった言葉が出てきて、一般の市民にとっては驚きの内容かもしれません。もちろん、今地域に開かれた相談業務ということで、鑑別所も「法務少年支援センター」という名前で相談を受けておりますので、そういうことも出してもいいし、警察本部に置かれている「肥後っ子

サポートセンター」ですね、こどもたちを支援する相談機関というふうに銘打ってらっしゃるので、そういうところを出していくのも一つかなと思います。これは、村田先生に聞きたいところですけども、少年鑑別所の観察とかなと、これは家庭裁判所の要請が要るのかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

【村田晃一委員】

通常の流れは、少年鑑別所って、いわゆる少年事件の審判に向かった流れの中で使われ、監護措置としてやるものですよ。

【富永委員】

躊躇せずというのは、誰が躊躇せずにやるのかって、この文章では分かりにくいです。使い勝手が市民にとって分かりにくいかなと思います。

【村田晃一委員】

言葉遣いで言うと、司法や少年鑑別所とありますがこれらが別の物かという問題もあります。そういうのも全部含んでの司法、刑事司法や少年司法があるわけです。日本語的には、この頂いたものは色々おかしなところあるかなと思いますが、気持ちとしてはいろいろな機関、なかなか相談しづらかったところにも積極的に頼って行っていいのではないかと、そんなことを現わそうとしているのかなと読みました。

【富永委員】

ありがとうございます。分かりやすく、もし質問があったら説明ができるような文章にしていきたいと思います。そういう意味では、今御指名を受けた、クですね、オルタナティブスクールなどを選択することもあります。これは一つの例であるため、ここではもう少し文章を考えていく必要があると思います。考え方は、今の公立中学校だけでなく、他にも選択肢があるということです。月謝が高いというのは事例になりますので、そこら辺の書き方は改善の必要があるかなと思っています。

【藤田会長】

ありがとうございます。色々御指摘をいただいた箇所、司法それから少年鑑別所等との連携のところは、この審議に入ったときに、いじめ事案・暴力事案の対応のときには、結構この研修できるような内容を用意しているので、もっと身近に活用してもらえたらありがたいという意見も確か出ていたように思います。ただ実際に表記の段階になると、書き方としていきなりこういうような表記の書き方だと、市民のほうから読まれる側は、結構びっくりされるような書き方になっているということでしょうか。

それから全体として、主語の誰に置いているのかっていうところは読んでいて分からないとか、それから具体的にどのような活用の仕方があるか、鑑別所の他にも、自治体のほうで用意しているサポートセンターなんかもあるので、そういう記載のところからの工夫もあったほうがいいのではないかとということです。

それから、先ほどの最後のところの、オルタナティブスクールのところについては、事例が先行して書かれているってところで、誤解を生む可能性もあるかもしれませんので、先ほどの青木委員の御指摘にもありましたけれども、この答申として出す文章として適切な出し方になっているかどうか、全体的にチェックしていく必要があるかと思っています。

それでは中西委員から、いじめ防止対策推進法の箇所について御意見いただいていた部分もあるかと思います。御意見いただいて、よろしいでしょうか。

【中西委員】

その前にチーム担任制についての記述ですが、前回の坪田委員の御発言がきっかけだったかと思います。私も全国各地をまわり、熊本市内で取り組んでおられる中学校を見せていただきました。チーム担任制を以前からやっているところは、全国的にあります。子どもを複数で見るという視点や働き方改革の観点で評価されています。なかなか学校の文化が変わらないので、簡単ではないという面もありますが、これを市として積極的に評価してやってみたらどうですかということ、積極的に言うかどうかです。チーム担任制について、皆さんのご理解がどこまで進んでいるかというのはわからないので、総意としてそういう事が言えるのかどうか、まだいろいろ説明を聞いたりしなければいけないなという気がします。私としては、もう少し積極的に書いて欲しいなと思いました。例えば、茨城県取手市では自死事案があった後、チーム担任制を入れています。他の事例を参考にしながら、検討いただきたいなと思いました。

いじめ防止対策推進法については、定義の再検討が必要であると文言で言っているものの、どこまでみなさんの共通認識があるのかわからないため、表現については慎重に考える必要があります。本質的なところは、「いじめの深刻度に応じた対応の在り方を更に整備していく」という点であり、ここのところは、この会議で事例を基にどれだけ検討されたのかと言われると、まだまだ不十分な気がします。本日、机上配付の資料として皆さんにお配りしておりますのが、森田志歩さんという方のインタビュー記事です。この方いじめ被害者の保護者でもあったわけですが、やはり保護者も変わらなきゃいけないよということ、を最近訴えられており、文科省のいじめ防止対策協議会でも、ヒアリングを受けておられる方です。こういう保護者の立場からの提言を盛り込むことができれば、より良い提言になると思われま。

【藤田会長】

ありがとうございました。一つ目は、チーム担任制の運用についてです。熊本市として積極的に運用していくかどうか、実施における困難さも考慮しなければなりません。この審議会の委員の意見として、どの程度了解されているか、事前に確認が必要でしょうかという発言がありました。

二つ目は、いじめ防止対策推進法の再検討についてです。定義の改定が必要であり、両方の併記をされていますが、この部分で起きる問題点から、どのようにまとめていくかは、かなり難しい問題だと思います。

最後に、資料を提供いただいたNPO法人についてですが、保護者の視点をどのように役割を加えていくか、この辺りを再度検討しながら考えていくと、何か違った提言が結びつくかもしれません。また、保護者の申立ての取扱いについても、この審議会で検討できれば、それを加えた上で、再度いじめ防止対策推進法の内容の再検討を行い、提言ができればと思います。

ここは難しい課題が含まれているため、もう少し議論が必要だと思います。どうもあり

がありがとうございました。また、時間が経過してしまいましたので、追加の質疑応答については、最後の時間帯に行くことといたします。

③保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実

【藤田会長】

それで三番目の事項まで協議後に休憩をとりたいと思います。三番目につきましては「保護者、児童生徒、教職員が相談しやすい総合的な相談対応窓口の整備・充実」という項目になります。

これにつきましては、二名の委員の方に御意見、御説明をお願いできればと思います。「傾聴を意識した相談体制について」というところで森委員のほうから御説明、御意見いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【森委員】

相談については、皆さんがおっしゃっているように、一つに絞ることが必要です。ただ、学校の先生が教育や相談、対応をするという状況は難しいです。使う側である保護者・生徒・教職員が、どこに目を置くかということで、使いやすい体制を作ることは非常に難しいと思います。

ここが一番上のところに書いてあることは、何をやるということも具体的に書いていないため、私は、さっきの話で言うと、一番初めの①に当てはまるのではないかと思いますけど、そこをより詳しく書いたというところがいいですかね。

また、学校内で校内相談チームを作ることは、前回提案されたとおりに良いと思います。ただ、先生たちに相談しにくい子どもたちがいるため、スクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーの方、そして養護の先生が、うまく対応できるといいと思います。授業に出られない子どもたちがどこにいるかを考えたとき、保健室以外にもいることがあります。保健室は本当に頭が痛い子がいるため、行きづらいという子どもたちがいるため、意外とうちの学校は、図書室などがそういう役割を果たしていることがあります。普段授業してなくて、空いている先生、図書の先生などは常に大体空いているため、そういうところを学校の中に作ることもできるといいと思います。そういう先生は校内相談チームに入れるっていうのは良いのかなと思います。

あとは、私は②のイがすごくもう少し具体的にできるといいと思います。学校によって状況が変わるので、そこを、実際学校の先生に伺ってみたいです。前回何かもうちょっと校内相談チームについては、もう少し具体的にお話があったかなと思うので、この②番のイのところは結構やりやすいこと、この①番②番ってすごく大きい話なので、提言したからってすぐできることではないと思います。

検討項目3の②に関しては、すぐにでもできることがあるため、より具体的に提言することで、解決までの時間を短縮できると思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。「学校の発想の転換等について」というところで、上田委員から御意見いただければと思いますが、よろしいですか。

【上田委員】

上田です。「学校は教育者と福祉関係者で構成されている」という概念は、その言葉の通りですが、この後に続く完璧な状態を求めないというこの言葉を、保護者や子どもたちが求めすぎないよう、し過ぎに注意みたいな感じのほうが、程よく求めるぐらいが一番ちょうどいいのかなと私は思います。

また、イの最初に書かれている「子どもにとって身近な職員」の括弧の中には、教頭や学年主任が含まれていますが、少子化により学校が合併することが多くなり、一校に対する人数、生徒の人数が、多分、多くなると思います。

その中で、教頭や学年主任の先生との距離が、子どもにとって身近なのか疑問に思っ、それより担任や養護教諭・スクールソーシャルワーカーの方が、子どもたちにとっては一番身近だと思いつくものじゃないかなと思います。

養護教諭については、出張や外出、御家庭の事情などで、常に常駐できない場合があります。その場合、学校に来た生徒がどこに行くか戸惑うこともあるかもしれません。また、担任や先生方も、何が一番先決か、ベストなのか、今実際どのように話し合われているかわからない場合があるかもしれません。そこで、養護教諭はもちろん365日常駐できるわけではないため、予備の先生を配置しておくなど、学校自体で、学校以外の福祉関係者も含めて話し合うことが大切だと感じています。

【藤田会長】

ありがとうございました。最初のところは、イのところの記載ですね。「学校は、教育者と福祉関係者で構成されている概念を変えることで完璧な状態を求めない」を求めすぎないぐらいの方がいいのではないかとということですね。

それから、もう一つは、子どもが相談しやすい校内相談チームの中に養護教諭の役割ですね、これがきちんと配置されていけばいいですけれども、その辺のところのサポートまでの体制をとるのが難しければ、お手伝いのような方、補助の方を入れてあげるというようなことは可能かどうかというその辺の御意見でよろしいでしょうか。

それから、あとはそれぞれ御発言いただいてもいいですけれども、「教職員が安心して働ける環境であることは子どもたちが安心して学校に行ける素地となる」という記載の箇所がありますけれども、アの部分ですね。これに関しては、どんなふうに考えられますか。

村田慎委員、少し何か発言に関係するところではあったかもしれませんが、もし説明可能でしたらお願いいたします。

【村田慎委員】

村田です。私がこの発言をしたのですが、ある事例を基に、先生方や保護者、子ども自身にお話を聞いて自分が思っていたことを言葉にしたという感じです。前の行の「生徒が置き去りになることを防ぐ」というのにも、直結していることなのですが、当事者の子どもだけでなく、担任の先生が受け持っているクラスの他の児童も全て置き去りにされることがあると考えています。

例えば、先生の声が不適切なのではないかという相談表が出された場合、担任の先生あるいは学校の先生方が対応に追われている間、その担任の先生が受け持っているクラスの

ほかの児童が、授業や学級活動への意欲が低下してしまったという事例があります。学校自体が嫌になって、どうせ行っても、またその事で先生が振り回されていて、自分たちの授業がまともに進行しないから、学校に行っても意味がないというふうに言って学校に行きたくないというこどもが出てきたというケースを、保護者の方から相談を受けたことがありました。

そこで、ほかのこどもたちも、授業を安心して受ける権利というものがあることを考え、その先生たちが振り回されている環境というのを少しでも早く、矢表に立つことから外してあげると。先生たちが、こども全員に対してちゃんと平等に授業をし、安心して教育活動をしていける環境で、先生のことが安心して信頼できると判断できて、初めてこどもたちも安心してその教室に入っていくことができると思うし、保護者も安心して学校にこどもたちを送り出すことができるという気持ちを込めてこういう発言をさせていただきました。

【藤田会長】

ありがとうございました。それでは、5分ほどあります。今まで、三名の委員の方々に御説明いただきましたけれども、補足で何か意見等ございましたらお願いいたします。

【平生委員】

中学校の立場でお話しします。先ほど上田委員から、学校の先生にお話を聞きたいという発言がありましたので、それに対応する形でお話しします。

こどもが相談しやすい校内相談チームについてですが、実際学校では、こどものことを理解し、考える組織が幾つかあります。教頭、学年主任、校長、養護教員が週に二回、違う形でこどもたちのことについて話し合いを続け、必要があれば対応するという形をとっています。

ただ、ここに書いていただいているこどもが相談しやすいという点で考えたときに、果たしてそのチームがなり得ているかということについては、もう少し考えていかなければいけないと思っています。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々は、時間が決まっており、この会議に出ていただくに当たって、回数が非常に限られています。日常的に、そういう学校での状況も把握し、こどもたちの相談にも対応できる状況をつくるには、これまでにお話があったような待遇の改善や常勤できる環境を整えることが必要かと思います。そうであれば、校内相談チームも、よりこどもたちに寄り添った対応ができるようになるかと思っています。

【藤田会長】

ありがとうございました。こどもが相談しやすい校内相談チームというところで、教頭・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、これらの方々がチームとなって、仕事ができるためにというところで、色々と現状との実情との違いを説明して頂きました。質的に、本当にこの体制が整っているような話合いになっているかどうかですね。それからそこに書かれている保証がきちんとなされているか、その辺のところはすごく重要な指摘かと思っています。

出川委員、御意見いただければと思います。

【出川委員】

出川です。いじめや体罰などは、事実を把握することがとても大切だと思います。しかし、周りにいても、相談もしないし発信しない子どもたちが多くいて、その子たちに何らかの形で話してもらうような仕組みが必要だと思います。そのためには、話すことによって、不利益があるのではないかという風なことを感じさせないような、不利益にならないような配慮が必要です。相談体制になるのか、校内相談チームの中にそういったことを書き込んでいくのか、どうするのがいいのかと思っています。相談したい子どもと、なかなか相談しない、あるいは、むしろしたくない子どもたちの発信を受け止めるよう、相談できるような仕組みを学校内につくっていくことが必要だと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。まだ御意見いただけるかと思いますが、少し超過しておりますので、ここで一度休憩をとらせていただきます。当初10分ぐらいを考えていましたが、すみません5分ぐらいで、休憩をとっていただければと思います。

11時5分から再開させていただきますよろしく申し上げます。

④再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実

【藤田会長】

後半は、検討事項の4・5・6となります。二通りの検討方法で、事務局の方々と協議しておりました。しかし、前半は時間がかかる検討方法でしたため、全体の内容に関する二つの検討事項は変わりませんが、各委員の方々の説明や意見を省略し、全体としての表記について、意味不明な部分をまず出していただき、確認した上で、削除したほうがいい文言や言い回しがあれば、調整させていただきます。また、最後の20分の協議についても、その方向で進めさせていただきます。四番目の検討事項については、「再発防止、事後対応等に関する指針の策定や教職員研修の充実について」です。検討項目4のところを御覧いただければと思います。学校の体制整備・強化については一項目、第三者が対応できる体制の整備・強化については二項目、国への提言については一項目です。全般的に、意味が分かりにくいところがございましたら、御意見をいただければと思います。

富永委員、お願いいたします。

【富永委員】

「四番の国への提言」の13ページには、「家族内虐待」と書かれていますが、行政窓口などで使う場合、広い意味での「DV」ではなく、配偶者間や元配偶者、同居している交際相手の中で親密な関係にある場合に使う言葉であることが一般的です。そのため、「家族内虐待」という表現は、児童虐待や高齢者虐待も含まれるため、注意が必要です。児童虐待防止法では、「家庭内虐待」、「家庭」という表現が使われているため、再考が必要かもしれません。

【藤田会長】

どうもありがとうございます。そのほか分かりにくいところがございましたら、御発言をお願いいたします。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

今のところから先に遡って10ページのところですが、せっかくこちらのたたき台を見たときに、国へも提言なさると思ったので、「10ページの国への提言」に、「スクールソーシャルワーカー」と「スクールカウンセラー」の常勤化、国庫負担もしくは地財措置等への要望を加え、より具体的な内容を追加することで、提言の効果を高めることができました。

また、「検討項目の4」については、①のイの担任を外すか介入するかということですが、外すのではなく、介入すると書いてありますが、誰が何に介入するのかを明確にしないと、誤解を招くと思います。

さらに、「12ページの一番下」については、第三者による徹底的な調査を行い、保護者が熟読することが求められています。ただし、当事者性を持たせることも大切であるため、問題に対しての当事者性を持たせることが必要です。この部分については、そもそも何を目的としているものなのかということを変更してちょっと確認させていただいて、保護者や学校側が第三者の報告書を把握した上で、どのように対処するかを明確にすることが必要です。

【藤田会長】

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーそれからスクールカウンセラーです。ここの提言のところに加えるというところが一点と、それから、イのところですかね、担任の取扱いについて外すというのと介入ですね、ここのところの文言が、誰が誰に対してというのが非常に分かりにくいと。それから、カのところですかね、調査報告書を熟読し、これを理解し、というところ、それから当事者性を持たせるということが、持つことができるようにすることというふうな表記で変えたほうがよろしいのではないかということですね。

それから、最初のところの、富永委員のところの指摘については、四番の国への提言の箇所のところの記載の修正でよろしいでしょうか。

その、家族間でということと、家族内虐待ですかねその辺のところの表現の仕方ですか。

南部委員、おねがいします。

【南部委員】

末富委員の指摘について、私が発言した部分については、この調査報告書を熟読することが必要だと述べたものです。この報告書は、ある事例を想定したのですが、実際には、生徒を不登校に追い込んだような不適切な指導を行った教員がいて、第三者委員会が詳細な調査報告書を出したにもかかわらず、その教員は全く目を通しておらず、そのまま教育活動を行い続けて全く同じことをして、再び重大事態を起こしていたということがありました。重大事態に対する報告書というものが出されるのであれば、やはり当事者の人々も、そういった内容に接するということがすごく大事なんじゃないかなと思って発言をさせていただきました。ただ、この表記の仕方が誤解を生むというか反発を生みそうな書き方だな

というふうには思いましたので、私のほうでも書き方とか、ちょっと提案させていただいた趣旨を踏まえて、また再度御提案させていただきたいと思えます。

【藤田会長】

ありがとうございました。今の説明の箇所については南部委員のほうから再度、提案をしていただくということで対応させていただきます。

そのほか、確認事項と分かりにくいところありましたらお願いいたします。

【出川委員】

「12ページのイ」には、「不適切な教職員の配置替え等の基準」や、「自らの行動に向き合うための研修」という言葉が使われています。ただ、このような言葉遣いは、体罰やいじめなど、良い状況にしていく立場にある人々にとって、適切な表現とは言い難いかもかもしれません。そのため、「不適切な教職員の配置替え等の基準」については、より具体的な内容を追加することで、提言の効果を高めることができます。「不適切な教職員の配置替え等の基準」とか、「自らの行動に向き合うための研修」とかの言葉を御検討いただきたいと思います。

【藤田会長】

わかりました。誰が誰にさせるかとかいうふうな表現に理解されるのがちょっとよくないのではないかとのことですね。ここはもう少し中立的な表現の仕方を検討させていただきます。

先ほども何度か質問いただいたかと思いますが、青木先生お願いいたします。

【青木委員】

青木です。「四番の点」については、「相談」という言葉で表現されていますが、「未然防止」という言葉を加えたほうがいいのではないかと思います。未然防止というのを考えた場合、対応策は二種あると思います。つまり、教育委員会から見れば、学校というのは、日々実務をしているところなので、監視しなければいけない対象です。監視という言葉はかぎ括弧つきで使いますが、政治学では、監視の仕方には「火災報知機型」と「パトロール型」の二種類がありますが、今回の中間まとめは明らかに「火災報知機型」だけになっています。

また、何かあった時に相談を受けるというのは、被害を受けた人からすると、懲罰感情を逆撫でするような方針になっていないかということが、やはり気になります。また、未然防止と絡めて言うと、パトロール型の監視というものを一切排除した文章になっているということについては、中間まとめだからとか、あるいは熊本市としては、もうパトロール型はやりませんという判断で書いたということを明記するとかしないと、どうも全体の中で一部が書かれているのか、ちょっと分からない部分がありました。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。タイトルの取扱いのところは、未然防止という用語の取扱い、タイトルに加えたほうがいいのではないかとのことと、それからその監視の意味に、火災報知器としての意味とパトロールとしての意味があるけれどもということで、この審議会の答申の方向は、二つの意味での相談を受けるような体制についてしっかり体

制を整えていくような方向でのまとめ方になるのではないかという御意見でした。

あと市のほうの立場が、その方向でいいかどうかですね。そしてパトロール方というのを入れないのであれば、そのタイトルに入ってこない、可能性もありますけれども、これに加えるかどうか、市の立場をはっきりさせたほうがよろしいのではないかというところの御意見として受け止めました。

比江島委員、お願いいたします。

【比江島委員】

ちょっと質問です。今のパトロール型というのと火災報知機型というのは、現在の熊本市はやっていないという意味でしょうか。それとも何か必要があったら動くという意味なのでしょうか。

【藤田会長】

この辺の要望については、熊本市とそれから青木委員との間では、何かすり合わせは出来ていますでしょうか。

【青木委員】

全くすり合わせはしていませんし、今初めてこの会議では伝えました。「パトロール型」というのは、教育行政の文脈でいうと、指導主事の学校訪問や、教育委員会の事務局の方指導課や学校教育課などがあると思いますが、学校で何か問題がないか確認するために行う監視活動のことを指します。一方、「火災報知器型」というのは、何か問題が発生した際に通報を受ける受け身型の監視活動のことを指します。

【比江島委員】

私が知りたいのは、現在熊本市の教育委員会が、学校で何かあるというときに、パトロールというか、そうやって回るというのをされているかどうかというのを知りたいというところでした。今この会議は公開中です。公開中出せる話じゃないので、背景があるというところをお知りおきいただければと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。必要があればまた次回、少し説明させていただければと思います。そのほかございましたらお願いいたします。

平生委員、お願いします。

【平生委員】

質問も兼ねてお願いします。12ページの②の学校の体制整備・強化のところ、人権研修の実施が記載されています。この一段落目には、教職員の意識だけでなく、保護者や社会の意識を含めて学校全体の文化を変えることが重要である旨が述べられています。また、二段落目には、教職員の研修内容について、何々してはいけませんということではなく、人権やバウンダリーについて、一人ひとりを大切にする研修を校内全員で行う必要がある旨が述べられています。一段落と二段落の関係が少し分かりにくいと思います。

また、二点目として、人権教育研修について、校内研修等で行っているところではあるが、求められるところはそれ以上のものを求められているのではないかと考えています。そこについて、説明いただけるとありがたいです。

【藤田会長】

ありがとうございます。学校の体制整備とそれから強化のところですね、この文言についての、少し補足説明をしていただければと思いますが、人権教育指導室の方々で何か説明可能な範囲で、出来ましたらお願いしたいと思います。

【松尾人権教育指導室長】

人権教育指導室でございます。人権教育指導室では、保護者や社会の意識を含めた学校全体の文化を変えるということですが、例えば、こども基本法が施行されているため、現在、校則の見直し等を含めて保護者が学校づくりのために意見を参画し、決まりも保護者のほうも参画し決めていこうというふうに、学校全体の人権文化を広めようとしています。

さらに、PTA協議会とも連携しながら、校則の見直し、こども基本法の周知、そしてKumamoto Education Week(KEW)では末富先生とかにも入っていただき、こどもたちの授業もとっておりますので、その周知を図りながら、学校全体の人権文化を変えるというふうなところのアナウンスをしています。

また、教職員の研修については、人権教育指導室では、部分の研修のみならず、未然防止も含めまして、対話型の人権教育研修を校長園長先生方に、前回の校長・園長会の中で、デモンストレーションしていただいて、実践していただいております。

その中では、自分たちの言動の中で、こどもが、生き生きとして活動できるような言動が、実際あったかどうかとか、逆にこどもを萎縮させるような言動がなかったかどうかという対話型で自分自身の言動を振り返るような研修をさせていただいています。教職員の研修については、対話型ということで、六つの研修をモデルにして学校に提示し、それぞれ約30分程度でできるようなことをやっているところです。これがこどもたちのために普及していきますように人権教育指導室は頑張っていくとともに、よりよい文言として、キャッチーなフレーズで、何か周知出来ないかなというところで今考えているところです。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。イメージは湧きましたでしょうか。

【平生委員】

ありがとうございます。今されているところ非常によく分かりました。この文面だけでは受け取りに難しいところがありますので、補足があるとよいと思います。

今の説明は非常によく分かりました。

【藤田会長】

今の説明のところを文章にしていいただければと思います。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

この文章を見ると、私の発言の逐語録のように載ったのかなと思いますが、例えば、児童福祉法により体罰が禁止されたことについて、一部の人しか知らない場合、傍観者や「そりゃあ打たないと分からんやろう」という人もいるでしょう。そんな中で、学校文化を育てていくことが大切です。一部の人だけでなく、みんながそう思えるようにすると、何かあったときに、ほかの人が「それはいけないんじゃないか」という気持ちになれます。そ

のために必要なのは、禁止教育や禁止研修ではなく、人権意識を高めることや豊かにすることです。バウンダリーという境界線を明確に持つことも大切です。多分、そう申し上げたと思います。ただ、私自身も、話し言葉と文面になる言葉がイコールとは思っていません。文書にするときは工夫が必要であり、発言者に言っていただく場合は、文章として考えることが必要かもしれません。

【藤田会長】

ありがとうございます。第四回目までの審議とそのあと、もう全てこの中間答申に向けての準備というので、余りちょっと時間もなく、逐語録を参考にしながらつくらせていただいた部分もありますので、先ほどの青木委員からもありましたが、語句の定義を慎重にしながら、まとめさせていただきたいと思います。もちろん委員の皆様の御発言に関係するところで、この答申をつくっていく作業をしておりますので、何度かメール等でこの文章のやりとりさせていただいて、委員の皆様にもしっかりと熟読させていただいて理解していただいた上で、一番いい文言に修正していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、一旦ここで四番目の項目は切らせていただきます。最後のところでまた御意見いただくようにしたいと思います。

⑤教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化

【藤田会長】

検討項目の五番目になります。「教育委員会・学校管理職のマネジメント・危機管理対応力強化」という項目について、教育委員会事務局の体制整備強化から二項目、学校の体制整備強化から二項目立てさせていただいております。この項目について、文言の意味で不明なところや文意が通りにくいところ、分かりにくいところがあれば、指摘していただければ幸いです。どなたからでも構いませんので、御意見を願ひいたします。

末富委員、願ひいたします。

【末富委員】

「14ページの①」について、こちらはおそらく私が言った発言がもとになっていると思いますが、自分で読んで、これはかなり補足があるなと思いながらまいりました。

一つは、「こどもの権利を守るための体制整備」については、教育委員会事務局の外に置くべきこどもの権利擁護機関のことを意味していますので、教育委員会外のこどもの権利擁護機関を整備するということを前提として、そこで得られた知見や事案の分析等も含めてお持ちいただくのが大事だということです。ただし、こどもの権利擁護機関が、教育委員会の外でそれをやっても、いつまでもいじめは収まりませんという話をした気はしますので、それ自体を教育委員会の側、学校教育システムの側にフィードバックさせていく仕組みを検討しなければならないというニュアンスで申し上げたと思います。

「また、その体制が持続可能なものでなければならず」以下は同じですが、教育委員会事務局自体の体制整備というよりは、こどもの権利相談サポートセンターが置かれた後の教育委員会とこどもの権利相談センターとのよりよい関係づくりも含め、ただそれ自体が、

こども自身が成長していく学校自体をよりよくするために機能したほうがいいですよねという意味で申し上げておりますので、そのように修正をお願いできればと存じます。

【藤田会長】

ありがとうございました。「こどもの権利を守るための体制整備」のところの文言について、もう少しシステム、在り方になりますでしょうか。こどもの権利擁護機関の整備と、それをどう教育委員会など学校教育のシステムにフィードバックさせていくような仕組みをしっかりとつくっていくかというような理解でよろしいでしょうか。ここは正確にまた文言を修正させていただいて、ぜひとも委員に確認をしていただければと思います。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

「②のウ」について、保護者と学校との間の約束をまとめるところで、ハラスメント防止のための資料を以前出しました。南部委員からも御意見をいただきましたが、懲戒規定や調査を求めている保護者の権限や権利と責任を、ただ追及するだけではなく、ハンドブックの中に学校外の相談窓口をしっかりと示しておくことが大事だと思います。学校と直接やり合うことが難しい場合もあるため、保護者に逃げ道を与えることが大切だと考えます。そこを、付け加えていただければと思います。

また、「何を大切にするかという原理原則の基本理念や行動原則を共有しなければならない」というところが、少し分かりにくいです。私の個人的な意見ですが、例えば、体罰、暴言、いじめ、自殺をこどもだけでなく大人の世界からもなくしていくために、今から教育の中でしっかりやっていくというビジョンを共有するということはいかがでしょうか。当然、問題になっているのはこどもの世界だけではないと思うので、教育でしっかり体制をつくっていくというビジョンを示していただければありがたいです。

【藤田会長】

ありがとうございました。この「学校の体制整備」のところのウの「懲戒や権限等に係る規定の整備と理念の共有」のところですね。「ハンドブック」の作成を、学校外の方々にも周知するような取組ですかね。それともう一つは、こどもたちだけでなく我々大人にとっても、こういう問題は常に起こりうることを意識して、ここの文言を整理するというところでよろしいでしょうか。

そのほか、不明な点がございましたらお願いいたします。

南部委員、お願いします。

【南部委員】

②エの二行目の「訴えを把握したら直ちに、対策組織メンバー」という文言について、どのような組織を指しているのかが分かりにくいです。この部分を見ても、どれを指しているのかが分からなかったもので、場合によっては、①アの「こどもの権利を守るための体制整備」をしたところで、そういった組織をつくっているという考え方なのか、あるいは、訴えがあった場合ということですので、8ページ目（検討項目1）の①アにある相談対応窓口といったところにこういった対策組織というものが想定されているのか、ということが読み取れなかったもので、このあたりも含め、いきなりこの文言が出てきたような気がし

ましたので考慮いただければと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。②エの「迅速な初期対応体制」のところですね。それと、8ページ検討項目1の最初のところですね。「相談窓口の一元化」というところで、前半のところは教育政策課のほうの記載内容ですかね。後半は、総合支援課ということで、両方の課のほうで、お答えできるようにしたら少し調整していただければと思いますがいかがでしょうか。

「迅速な初期対応体制」のところですね。最初の「総合的な体制整備強化」の「相談対応窓口の一元化」というところにも関係するかもしれないということで、その辺の関係性について説明いただければと思いますが、難しければ、次回までに整備していただくということでよろしいですか。

そのほか、質問事項、確認事項ございましたらお願いいたします。

南部委員、お願いします。

【南部委員】

「イ」のところで、末富委員が提案されたことだと思いますが、会話の録音や防犯カメラの設置について、イメージがつきませんでした。録音するように録音機を起動するのか、防犯カメラの死角がないように設置するのかなど、予算や管理の問題もあるため、実施するのは難しいかもしれません。もし、先生の方で実施されている自治体や事例をご存じであれば、紹介いただけますでしょうか。

【青木委員】

国内ではなくて、海外の事例を想定して発言しています。

【末富委員】

防犯カメラについては経費の問題もありますが、音声記録等については、近畿地方の小学校等では小中学校ともに日常的に行われているものです。緊急の場合には、音声だけでなく、横で文字起こししながらどんどん連携機関に情報共有していくぐらいまでの危機管理体制がとられていることが日常になっている学校もあります。むしろ、「なぜやらないんですか？」と逆に質問されるぐらいの状況にあると思います。法定証拠能力等を考えれば、録音、それから迅速なメモづくりというのは、学校の運営体制の日常になっているということが、地域によっては標準装備になっているということです。

【藤田会長】

ありがとうございました。この辺のところも、実際に運用されている学校もあるということですね。もう少し、その辺のところも整理をしていただければと思います。改めて、ここの記載内容について確認させていただければと思います。

出川委員、お願いいたします。

【出川委員】

今のことで質問ですが、記録メモは、先方に確認したりするということはされていらっしゃるでしょうか。例えば、保護者との面談で何かメモをつくったとしたら、それを保護者に確認してというようなことはされているのでしょうか。

【末畠委員】

事案によりけりですが、学校にかかってきた非常に大変な御意見の電話などを記録して、学校だけが動くことがないようにするため、音声記録を出すと、どこかで流出するとまずいことになるので、メモに起こして関係機関に送るためにとられています。必要があれば確認されると思いますので、原則としては、こうした意見が今来ました、ここからどうしますか、という共有用につくられているということです。逆に言えば、そのバックアップが本当に学校側の虚偽でないかを確認するためには録音せざるを得ないわけですね。という意味・文脈で、日常的にそうしたことを行われている学校もあるということです。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。ここで、時間を切らせていただきます。

⑥取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり

【藤田会長】

最後の検討項目6になります。「取組状況の確認・評価・公表・周知に関する仕組みづくり」というところで、こちらについては三つの視点から、教育委員会事務局の体制整備強化について二項目、学校の体制整備強化について二項目、報道機関への提言について一項目出ております。ここの文章等を御確認いただきまして、意味の通りにくいところ、もう少し簡潔に書いたり、あるいはまとめたりできるところもあるのではないかと御意見がありましたら、自由に御発言をお願いいたします。

村田委員、お願いいたします。

【村田慎委員】

③のオ「報道機関への提言」の中で、私が使用した「まともに頑張っている教職員」という表現が、そのまま掲載されていますが、これ具体的にどういうことかお話をさせていただくと、児童生徒のために日頃尽力をしてくださっている教職員の方々が相談票を出された後に、該当外や、むしろ適切な指導をされていますという認定をもらう場合もあるわけですが、しかし、このような認定を受けた教職員の方々が、その後の教育活動に影響を与えることがないように、教職員の立場も守る必要があるという意味で申し上げたコメントだったと思います。

【藤田会長】

継続して教育活動を推進していくところに支障がないように、ということですね。そういう意味で発言されたということですね。

中西委員、お願いいたします。

【中西委員】

今の発言に関連して、「報道機関への提言」の部分についてお話しします。まず、文章中に「切り取って」という表現が二回繰り返されており、漢字とひらがなが混在していることがあります。また、「まともに頑張っている教職員を守る必要がある」という部分が、「適切な行為、該当外と認定していることも広めてもらいたい」という部分の後に改行なしで続いているのですが、このような認定を受けた教職員の方々が、まともに頑張っている教職員

とつながる話ではないと思われます。ここは、明らかに対応が必要だと思ひます。

根本的に、報道機関に対してこのようなことを言っても、それ自体が何らかの影響を受けるとは思ひません。私は、報道関係者の代表として入っている以上は、ちゃんと言っておかなければいけないと思ひますが、そもそも、行政に対して提言をするということなので、お願いをしたいことはあってもいいと思ひますが、それができるようにするためには、教育委員会や学校が、検証や提言につながるような積極的な姿勢を見せることが必要です。こうした取り組みが行われることで、報道機関が正確な情報を伝えることができるようになると思ひます。

また、「切り取ってしか報道されない」という表現は、少し言い過ぎだと思われます。報道機関がこのような報道をすることはあるかもしれませんが、必ずしもそうであるとは限りません。こうした表現は、適切なものに修正することが望ましいと思ひます。

【藤田会長】

どうもありがとうございました。「報道機関への提言」のところですね。最後のところは、「切り取って」というのが、言い過ぎになっているので、「切り取ってしか報道されない」というところの表現の修正ですね。それから、「まともに頑張っている教職員を」という意味的にはちょっと違うでしょうということでの慣用。それから、報道機関へのお願いということで行政への提言ができるような、検証提言につながるような対応を求めるような表記の提言の仕方ですかね。

【中西委員】

追加ですみません。具体例として、例えば、先ほど申し上げたチーム担任制も、名古屋ではテレビ報道されて、それなりに広く知れ渡ったわけですがけれども、例えば、そういうことを取材してもらって、それがどう意味があるのかないのかということを考えるような報道をしていただく、そういうことも例としてあげておきたいと思ひます。

【藤田会長】

ありがとうございました。具体的な例が分かるような、熊本市の取組として、最初に説明ありましたがけれどもチーム担任制等取上げながらというところで、報道機関への提言、報道の仕方ですね、提供の仕方について検討してほしいという御意見でした。

【森委員】

②のエについてなんですが、これも私ずっと言っていますが、何か、一応「学校の体制整備強化」というところに入っているんで、学校がやるっていうことで書いていくと、教職員の指導の在り方をアップデートするから保護者にもっていう意味は全然なくて、もっとむしろ、協力してやっていくというような、感じにしてほしいなど。

あと、別に、教職員の指導がアウトであるかどうかは関係なくて、やっぱり保護者もこの中西委員が、この後に載せていただいたこの保護者がお客様だっていう、この資料も私もさらに思ひましたが、ここの部分が別に、先生が頑張るんだから親も頑張れみたいな感じに見えるので、ここのエの四行ぐらいは、少し変えてほしいなどと思ひます。

あとは、我が子がいじめた場合も、いじめられた場合も、対応に動揺してしまうのは同様かなと思ひるので、「いじめられる側になったとき」、「いじめる側になった」というか、「被

害者とされたとき」とか「加害者とされたとき」ぐらいの言い方でいいかなと思います。そういう形で、親に、親が学ぶことがメリットだという形で伝えたほうが伝わりやすいと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。エの「保護者が学び、アップデートする機会」のところは、もう少し意味的に整理したほうがいいということですね。教職員と保護者がしっかり協力体制をつくるというところをもう少し強調してほしいということです。それから、加害者の記述だけではなく、加害者も被害者もどちらの側に立っても、保護者の立場から学ぶことはあるということ。この辺のところを、両方の関係を重視しながら訂正を行っていくところで、お願いしたいと思います。

そのほか、意見がありましたら。

【比江島委員】

比江島です。全く畑違いの話ですが、報道についてお話しします。この文面は、私には報道をやめて広報してくれと言っているように見えます。しかし、伝えられたくないことを伝えるのが報道です。メディアは権力であり、国をよくするためには、伝えたくないことも伝える必要があります。指摘してほしいこともあります。だから、私たちが考える報道の在り方は、情報発信をすること、声明を出すこと、ステートメントを出して、私たちはこうやっていくということを発信することです。報道との付き合い方は、このような形であるべきだと思います。報道の在り方を変えることは、まったく的外れな話だと感じます。

【西村委員】

②③に関連して、学校や教育委員会も、伝える努力はすべきだと思います。伝えていないにもかかわらず、批判されたときに、その報道は違うと思ってしまう。反論が出てくる。言い訳だと受け取られてしまいます。だから、報道の内容が弁明で終わるのではなく、発信していくことが必要です。

チーム担任制についても、「こういうことを考えながらチーム担任制をしました。そしてこういう成果がありました。」ということを発信する努力が必要だと思います。以前、筑波大のいじめの講座に参加したことがあります。ある学校の校長先生が、年度初めのPTAの集まりで、いじめのことを発信しているということを言われました。そういったことが、②③に関係してくると思いますが、まずは、伝えなくても分かってもらえることはないということを、学校側もちゃんと認識しなければいけません。先生方は、いろんな面で大変苦労されています。苦労されていますが、いろんなことをはばかれて、伝えません。謙虚な姿勢を持ちつつも、伝えなければいけないことがあると思います。

また、報道は報道としての役目があると思います。報道の方は、必ず裏もとられます。裏もとられて、できるだけ中立に立ちたいというところでしょう。それと、弱者側に立とうとされての発信があると思います。大きな組織や団体は、余力があるので批判に耐える力がありますが、個人は、批判に耐える力というのはとても弱いです。そういったところに、社会の問題を見ていただくということに、報道機関の役割はあると思います。私たち

の考えは発信するべきだと思いますが、私たちから報道機関にこうあってほしいというのはどうなのかなと思います。

【藤田会長】

情報発信というような立場でよろしいですかね。

須藤委員、お願いします。

【須藤委員】

まず一点目は、先ほど森委員がおっしゃった、②のエのところですか。私は、保護者とずっと対峙していますが、動揺し、迷い、どう対応すべきか分からないという対応をされます。しかし、じっくり話をしていくと、親としてどうすべきなのか、子どもを守ることが実際どういうことなのか、だんだん分かってくださいます。しかし、一時の感情に流されてしまうことがよくあります。そこで、学校側も忍耐強く話を聞いて対話を続けることが大事だと思います。保護者が学ぶことはとても大事なことです。だから、YouTube など、ニーズに合わせたものが自分たちで見られるように、何かそういう報道だけじゃなくて保護者にも情報発信を委員会のほうからとか。学校からも、学校だよりとかで私も、校長としてやっていきたいなと思っております。

次に、②のウのところですか。これは私が言った言葉で、学校で取り組んだことだと思います。「子どもの評価による未然防止」というよりも「子どもが参加する未然防止」のほうがいいかなと思います。子どもが評価するわけではないので、参加する未然防止というふうにかえていただきたい。また、二行目ですが、「子どもを巻き込んで考えて」というところで、「巻き込む」というと、なんか強制的に力づくで巻き込んでいる感じがするので、子ども主体で未然防止に取り組んでいくという取組も必要であるという、子ども主体で、先ほどの子どもの権利条約であれば、子どもを中心という言葉でも構いませんが、そういう言葉に換えていただければありがたいと思います。

最後に、情報発信についていろいろ意見をいただいておりますが、私も今、知り合いの報道機関の方と共同して、学校が頑張っていること、課題はあるけれども頑張っていること等を報道していただいて、ホームページや YouTube に上げていただいたりとかしています。悪いことばかりではなく、先生たちも報道機関と協力してほしいです。学校って、なかなか報道に対して内向きです。何か、ちょっと怖いところがあるのかもしれない。けれど、もっとオープンに、学校というものを知っていただきたい。特に、コロナ禍の三年間で、学校が閉じてしまったため、学校の中が見えにくいと保護者の声が多く寄せられました。そこで、少しずつでも情報発信を行い、保護者の方々に学校の取り組みや課題について知っていただけるようにしたいと思います。また、教育委員会事務局も、積極的に報道を活用していただけたらと思います。報道のほうも、そういう情報も非常に喜んで報道してくれます。

【藤田会長】

ありがとうございました。子どもの評価による未然防止よりも、子どもが主体となる、参加する未然防止ですかね。そういうふうな表記の方向、それから保護者の学びを支えるという保護者の立場もよく理解してその学びを支えるような内容ですね、ところの記載の

内容です。それから学校側からも、情報発信をできる範囲で積極的に行っていくように、関わってきたいという学校側のほうのご提言でした。ありがとうございました。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

富永です。アについて、教育委員会はやっていることを公表していくということですが、市民の側に立つと情報公開請求というシステムがあると思います。今までその公表、公開請求があったときには、どういう部分をどのように公開していたのか、知りたいということが一点です。また、イについて、今誰がどのような対応をしているか分かるようにということは、ケースの進行管理をするということだと思いますが、ここを教育委員会事務局がするのか、学校がするのか、そのイメージがあれば教えていただけるとありがたいです。

【藤田会長】

ありがとうございました。現状の関わり方として今、富永委員のご質問のところで、回答が可能でしたら、教育政策課、総合支援課になりますでしょうか。お答えできる範囲内でお願います。

【中川教育政策課長】

教育政策課でございます。情報公開につきましては、既定の情報公開制度に沿った、公開できる範囲というのは積極的に公開をしていくということで、これまでは対応してきてるところでございます。情報公開については以上でございます。

【藤田会長】

内容とか方法とか何か、そういうのは制約が何かありますか。

【中川教育政策課長】

個人情報といいますか、いわゆる個人が特定をされるもの等については、当然、公開をしないということが規定上ございますので、それを除いたところでは、相手の公開の求めに対する回答をしていくというところがございます。

【藤田会長】

ありがとうございました。富永委員よろしいですか。

【富永委員】

ここで個人情報を広めるわけにはいかないもので、そういうお答えになると思いますが、都合のいいことだけを公表しないというところがですね、当然ですが、情報公開についても検討をしていくということが大事じゃないかなと思います。

(2) 自由討議

【藤田会長】

ありがとうございました。本日は多くのご意見をいただきましたが、まとめの段階に入らせていただきます。実は、最初のページに「はじめに」を作成しております。この「はじめに」に基づいて、中間答申を作成していくこととなります。学校教育をめぐる様々な問題や事項、こども基本法の施行に伴う委員会の位置づけや活動の方針、教育行政改革の必要性について提言していきます。さらに、体罰・暴言等への対応といじめの対応につい

て、六回にわたって審議を重ね、具体的な答申の理念としては、こどもの権利を守り、地方からの発信によるより良い教育行政の実現を目指します。今日検討いただきました六つの検討項目に従って、まとめさせていただきます。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

概ねこのような書き方ではあるかと思います。ただ、例えば第二段落には、教育の現状には様々な課題があることや、学校の対応能力にも限界があることが明記されておくべきだと思います。また、こちらの中間答申の目的自体には、様々な論点があるのですが、やはり子どもたち自身の状況をよくすることが最も重要であるということを確認しておくべきです。実際、一番下の段落には、まずこどもの権利を守ることを掲げていただいております。課題は多いですが、学校も限界がある中で、子どもたち自身の権利をよりよく実現することが必要です。こうした取り組みが、子どもたちの健やかな学びや育ちにつながることを、もう少し明確にされると、より良い市政につながるのではないかと思います。

【藤田会長】

ありがとうございました。その他にもご意見がございましたら、お聞かせください。今回のディスカッションは、特に念入りに行う位置づけではありませんので、第5回目が終わった後に、はじめにの文章で、少し気になる点等ございましたら、またメール等でご回答いただければと思います。残り時間は約15分ですね。ちょっと20分ぐらい確保できればと思っていましたけれども、全体を通して、それぞれもう一回、今日いろんな角度からご意見いただきました。また、答申としての文言や用語の使い方、提言の内容とそれから具体例をきちんと区別すること、具体例の説明は脚注に記載することなど、いろいろとご示唆をいただきました。文章そのものについても、答申にふさわしい文言に修正をしながら、今日いただいた意見を加えながら書き直していく作業に入っていきたいと思います。全体を通して、意味が分かりにくいところや論理的なつながりや整合性について、気になるところがあれば、全般を通して結構ですので、ご意見等をいただければと思います。

末富委員、お願いします。

【末富委員】

今朝、教育委員会に資料を送付しましたが、画面の投影をお願いできますか。皆様には後で共有させていただきますが、14ページの学校の危機管理対応能力強化や児童・生徒・保護者と学校との約束について、学校安心ルールがあります。要するに、子ども間のいじめや暴力行為を第一段階から第三段階まで共有し、第三段階を超えると教育委員会の指導主事と連携して対応について協議するとありますが、実は第5段階まで、深刻度に応じた対応が教育委員会側・学校側には持たれています。先ほど休み時間に確認がとれまして、こちらは大阪市全体の学校安心ルールで、2015年からの改定重ねながら運用されているもので、各家庭にポスターで貼れるように、あるいは職員室でもポスターで貼れるようにということで、私がたまたま土曜日に聞いてきましたが、子どもたちの権利を徹底して守る学校の取組ということで、こうしたものが恐らくハンドブックやマニュアルチャートのひな形として想定しようと思います。

また、いじめだけでなく、教員を守るという視点から不適切指導についても同様のことがあったほうが良いと思います。もちろん、体罰等審議会に上がってくるものは、きれいな事例ばかりではないというお話も伺いましたけれども、幾つか、典型的なというか、教員が気をつけてさえいれば知って行動していればこんなことにはならなかったのにという残念な事案もあるはずですので、予防のためには、児童・生徒間の課題だけではなく、教員や保護者の皆さんも、困り事があったときに、このような深刻度に応じて相談ができる。ハンドブックは何か字ばかりで、私のこどもの学校でも入学時の説明とか、字ばかりでかなり長いです。字というよりはチャート化して、何かあったときのために、おうちのどこか壁に張っておくとか、大事なものを入れるファイルに入れておいていただくと、もしも、学校でまず何とか頑張りますと、どの校長先生もおっしゃってくださいます。それで不安なときにはもう皆さん方にはそここういうふうな相談できる場があるよとかですね、ここまで落とし込んでいくと、かなり、学校の危機管理が学校に任されている部分が、ある程度こういうひな形でやればいいんだというのも伝わりやすいかなと思います。

ただ、これとは別に大阪の特に生徒指導の重点校では、本当に微細で緻密なマニュアルまであります。ぜひ、校長先生からいただいた資料ですが、必要であればヒアリングしてくださいとおっしゃっていたので、熊本市教委さんのほうのご対応としても、今後中間整理からの具体の政策や学校・こども・教職員と共有するルールのようなものについて、一つ大事な手がかりだと思います。これは、あくまで大阪市さんの事例であって、熊本市でどういうものになっていくかまたこの審議会からの教育委員会の取組が重要になるかなと思います。情報提供ということで申し上げました。公開されているそうなので、リンク等を今調べましたので後ほど皆様に送らせていただきます。

【藤田会長】

ありがとうございます。それでは今日の全体を使って、中間答申の内容についてご検討いただいておりますけれども。

中西委員、お願いします。

【中西委員】

恐らく、これから、かなり修正されると思いますが、中間まとめの段階で教育委員会としては、こういうことが検討出来そうだということを、ある程度示していただけないかなと思います。遠藤教育長が最初におっしゃったと思いますが、迅速にできるところがこの審議会のいいところだというようなことをおっしゃったと思いますので。中間まとめとはいえ、この提言の中で何が出来るかっていうことを明確に示していただくのが分かりやすいかなと思います。ご検討をお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございます。

青木委員、お願いします。

【青木委員】

まず、五番目の検討項目で見出しが「管理職のマネジメント」と書いてありますが、本文には書かれていません。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専

門スタッフ・支援スタッフをどう活用するか、校長先生がマネジメント能力・スキルを持っていることが必ずしも十分ではないということが、よく指摘されています。そういった具体的な内容を、本文のどこかに入れていただけるといいのではないかなと思いました。

細かいことですが、この会議の全体にも関わる情報の出し方について、ご意見が何人かの委員から出されました。私もそれに絡めて発言したいと思います。この会議の立ち上げの経緯からすると、会議が立ち上がってからも、熊本市内の教員に関わる事案が報道レベルでもいろいろ明らかになっているわけですので、会議開催の都度、あったことぐらいはせめてご報告いただくとか、そういうようなことがあってもいいのではないかなと思いました。

【藤田会長】

ありがとうございました。文言についての具体的な記載がないという検討項目の5のところですね。それから情報発信の在り方ですね。会議の立ち上げの経緯のところ、開催の都度、市教委の対応ですね事案等も含めて、情報提供をいただきたいということですね。

【青木委員】

すみません。もう一点忘れていました。7ページのですね、六つの検討事項については、脚注になっていますが、こういうものこそ、本文に入れていただいたほうがいいのかと思います。

【藤田会長】

クローズアップするということですね。脚注から本文のほうにというところで、修正をしていただくようにします。

坪田委員、お願いします。

【坪田委員】

全体としては今後行政として来年の予算要求も含めて、どう提示していかれるのかなというのを注目していきたいと思います。名古屋市の実践を何点か事例として付与させていただいたところで、青木委員も言われましたけれども、事例を付けるところは脚注に落としてもらって正確に書いたほうがわかりやすいかなと思います。わかっている人しか、「名古屋の何とかのように・・・」といった表現ではイメージができないというのではないかなと思います。これがそのまま公表されたときにどうかと思うので、先ほどのスクールポリスを含めて「26年後から設置した」とかいうような、いつ、どんな形でできあがってさらに今どうだというようなものは、むしろ脚注に落としていただいて、上の表現では名古屋市の事例ではとか、そういう形で、提言としてもってきたというところだけを確認されたほうが、読みやすいのではないかなと思いました。

また、報告としては、文章はともかく、名古屋市のように常勤で中学校にカウンセラーを置くというのは、効果があることは間違いないので、ぜひ思い切った予算要求をされることを、他の自治体ながら期待をして、お仲間になっていただいているいろんな検証結果を出して、最終的には国のほうでそういうことを措置していただけるようなエビデンスを一緒に出していくということも大事かなと思っていますので、国にもいろいろ要望しないと、単費ではかなりきつい話ではあるので、ぜひとも一緒にやっていたらと思います。

【藤田会長】

ありがとうございます。熊本市の市議会のほうに要求できるような予算要求の形に仕上げられるように、それをサポートできるような中間答申にという理解でよろしいでしょうか。そのほか、委員の皆様からご意見がありましたらお願いいたします。

富永委員、お願いします。

【富永委員】

富永です。「こどもの権利」という言葉が出てきました。熊本市では12月に「こどもの権利サポートセンター」が開設される予定ですが、このサポートセンターと連携することができるのであれば、こどもの権利を理念として掲げるにあたり、このはじめにの中に、少し入れられてもいいのではないかなと思っております。

【藤田会長】

ありがとうございます。理念的なところの説明をもう少し詳しくということですね。そのほか、ご意見ございましたらお願いいたします。

上田委員、発言されたいことがあれば、何でもいいですよ。

【上田委員】

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを全中学校区に一人配置することは良いと思いますが、常勤で配置する場合は、保健室化にしないことが重要です。中学生から高校生にかけて、保健室に気軽に行けるようになると、先生に会いに行くとか、ある意味気軽に行ける場所として利用されることが増えると思います。しかし、そうなってしまうと、保健室が一つ増えたような感覚になり、本当に相談したい子が、助けが必要な子が行けなくなる状態になる可能性があります。そのため、配置の仕方を工夫しながら配置することが望ましいと思います。

【藤田会長】

大事ですね。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの機動性というのは先ほど議論になりましたけどそれを生かしながら、物理的な配置の仕方については十分工夫してくださいということです。

いろいろ御意見あるかと思いますが、そろそろ時間になります。

今日はたくさんのご意見をいただき、相当な修正作業が必要ですが、皆様のご意見を反映した文章を作成していきます。事務局の皆様と協議を重ね、今後の準備を進めてまいります。また、第六回の前に、方向性や答申についての記載内容や文言の選び方について、メール等でご意見をいただくことになると思います。委員の先生方が審議会で発言された内容がそのまま文言になっている箇所があり、説明が不十分な部分も多く見受けられますので、第六回目の審議に入る前に、情報を共有し、訂正が必要な箇所がないか確認させていただくかもしれません。

4 諸連絡

【藤田会長】

時間が参りましたので、本日の議論を終了したいと思います。今後の中間答申の取りまとめの流れですけれども、本日の協議内容を踏まえ、たたき台を修正し、メールで共有させていただきます。その後も、委員の皆様からのご意見を伺いながら、追記修正等につきましては、メールでやりとりをさせていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。後日お気づきになられたことがありましたら、教育委員会事務局教育改革推進課のほうにご相談、ご連絡をお願いいたします。

なお、本会議の議事録につきましては事務局にて作成後、委員の皆様へ送付されますので、ご確認いただきますようお願いいたします。そのあと私のほうで最終確認をして確定させていただきたいと思います。今日はたくさんの議論参加いただきましてありがとうございました。皆様のご協力で何とか、時間内に終わるような形でスムーズに進行することが出来ましたことを、御礼申し上げます。どうもありがとうございました。それでは進行のほうを事務局のほうにお返しします。

五 閉 会

～省略～